

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)について

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が始まります。

本制度においては、買手として消費税の仕入税額控除を受けるために、原則として取引先事業者から交付を受けた「適格請求書(インボイス)」等の保存が必要であるとともに、売手として「適格請求書(インボイス)」等を交付するためには、「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となります。

現在、名古屋国税局インボイス登録センターにおいて登録申請を受け付けていますので、登録が必要な方は、早期の登録申請をお願いします。

詳しくは、下記のホームページ等をご確認ください。

《制度に関する各種ご案内》

【インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【適格請求書等保存方式の概要(パンフレット)】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【令和3年10月1日登録申請受付開始！(リーフレット)】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020009-098_03.pdf

【知っていますか？インボイス制度(リーフレット)】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-063.pdf>

【免税事業者及びその取引先のインボイス制度の対応について(リーフレット)】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/20220119menzeiqa_2.pdf

【全国どこからでも無料で参加できるオンライン説明会】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm

※オンライン説明会の模様も掲載しております。

【全国の国税局・税務署での説明会】

日程等は以下のページで随時更新しています。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumei.htm